

議案第18号

大野市U29夫婦支援事業実施要綱の一部を改正する要綱案

令和7年3月26日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

婚姻期間等の対象期間の変更のため

大野市教育委員会告示第 号

大野市U29夫婦支援事業実施要綱（令和5年教育委員会告示第43号）の一部を次のように改正する。

令和7年 月 日

大野市教育委員会

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 新婚夫婦 <u>令和7年1月1日から令和8年3月31日</u>までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。</p> <p>(2) （略）</p> <p>（支援金の交付申請及び請求）</p> <p>第5条 支援金の交付を受けようとするものは、<u>令和8年3月31日</u>までに、次に掲げる書類を添えて大野市U29夫婦支援事業支援金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）を市長に提出しなければならない。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 新婚夫婦 <u>令和6年1月1日から令和7年3月31日</u>までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。</p> <p>(2) （略）</p> <p>（支援金の交付申請及び請求）</p> <p>第5条 支援金の交付を受けようとするものは、<u>令和7年3月31日</u>までに、次に掲げる書類を添えて大野市U29夫婦支援事業支援金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）を市長に提出しなければならない。</p>

<p>(1)～(6) (略)</p> <p>附 則</p> <p>(この要綱の失効)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、第8条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。</p>	<p>(1)～(6) (略)</p> <p>附 則</p> <p>(この要綱の失効)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和7年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、第8条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。</p>
--	--

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第2条及び第5条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

大野市長 様

申請者 住所
氏名

大野市U29夫婦支援事業支援金交付申請書兼請求書

みだしの支援金の交付を受けたいので、大野市U29夫婦支援事業実施要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。あわせて、同要綱第6条の規定により交付決定を受けた場合は、下記のとおり支援金の交付について請求します。

申請者住所	大野市		
婚姻日	年 月 日		
氏名	夫		妻
生年月日	年 月 日生	年 月 日生	
婚姻日における年齢	歳		歳
該当事業	<input type="checkbox"/> U29夫婦支援事業 <input type="checkbox"/> U25夫婦支援事業		
支援金額	金 円		
同意及び確認	<input type="checkbox"/> 市がこの支援金の申請の事務処理に必要な範囲において、私たちの戸籍（婚姻届を含む。）、住民票、所得、市税の納付状況等について、市が調査することに同意します。（※同意される場合は、添付資料(1),(2),(3),(4),(5),(6),(7)の添付を省略することができます。） <input type="checkbox"/> 市がこの支援金の申請の事務処理に必要な書類について、大野市U25夫婦支援事業支援金の申請時に提出した書類と相違ありません。 記名（夫 _____、妻 _____）		

振込先

金融機関名							支店名			種別	普通当座
口座番号							口座名義人				
							フリガナ				

(添付資料)

- (1) 婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
- (2) 住民票謄本
- (3) 申請者及び配偶者の所得課税証明書
- (4) 申請者及び配偶者が無職の場合は、離職した日がわかる書類
- (5) 申請者及び配偶者の市民税の納税証明書
- (6) 貸与型奨学金の返済を行っている場合は返済額が確認できる書類
- (7) 通帳の写し